

第2表 債務負担行為補正

追 加	事 項	期 間	限 度 額
	1 庁舎保守管理等業務	平成14年度	千円 431,000
	2 熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業	平成14年度	100,000
	3 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が、漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成13年度において総額7,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成14年度 ～平成20年度 年次別内訳	4,162
	4 地域水産物供給基盤整備事業 (松合漁港仲西船溜水門) 不知火町	平成14年度 ～平成15年度 年次別内訳	270,000
	5 道路維持費	平成14年度	460,000
	6 道路新設改良費	平成14年度	1,775,000
	7 河川改良費	平成14年度	427,000
	8 港湾建設費	平成14年度	280,000
	9 砂防費	平成14年度	114,000
	10 県立高等学校施設整備費	平成14年度	50,000

期 間	利子補給率
7年以内	年1.25%以内

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正		補 正		起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	補	正	補	正							
河川国庫費補助事業	千円 5,464,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他	30年以内 (うち据置期間5年以内)	千円 5,532,000							
砂防国庫費補助事業	2,232,000	業金融公庫、会社、その他(借入方法)	元金均等償還又は均等償還又は元金均等償還等	2,470,000							
公共土木現年債助事業	200,000	公共土木現年債助事業	元金均等償還等	295,000							
公共土木現年債助事業	16,000	証券借入又は証券発行	元金均等償還等	112,000							
単 県 砂 防 費 整備事業	567,000	(その他) 工事その他	年10%以内	636,000							
単 県 街 路 整備事業	1,909,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができ 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができ る。	をなし、又は借り換えをすることができる。	1,858,000							
計	10,388,000			10,903,000							

(補 正 前 に 同 じ)

平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 平成13年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為の補正）
 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正 変 更					
事 項	補 正 前		補 正 後		
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円	
球磨川上流域下水道建設事業 （水処理施設） 錦 町	平成14年度	174,000	平成14年度	189,100	

公 告

熊本県公告第二十号

県営護川地区(第一四工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。
平成十四年一月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、平成十一年九月三日確定した県営川辺地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路)の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。
平成十四年一月十八日

一 事業計画変更の概要

熊本県知事 潮 谷 義 子

県営川辺地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路、区画整理)計画変更概要書

二 公告場所
山鹿市役所

熊本県公告第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営下小森地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十四年一月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営下小森地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年一月二十一日から平成十四年二月十八日まで
縦覧場所
西原村役場

熊本県公告第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営宇土地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十四年一月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営宇土地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年一月二十一日から平成十四年二月十八日まで

三 縦覧場所

西原村役場

熊本県公告第二十四号

大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年一月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンコーペット&グリーン本店

熊本市世安町字松手三三二一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームセンターサンコー 熊本市東町二丁目一番一五号

代表取締役 中山耕吉

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ホームセンターサンコー
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年九月十五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、五七五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の収容台数
二〇九台
 - 2 駐輪場の収容台数
一〇七台
 - 3 荷さばき施設の面積
一〇二平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の容量
九八立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻午前八時
閉店時刻午後八時
 - 2 来客が主な駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後九時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後五時まで
- 八 届出年月日
平成十四年一月四日
- 九 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十四年一月十八日から平成十四年五月十七日まで

熊本県公告第二十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年一月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 競争入札に付する事項
 - 1 調達物品及び数量 生涯学習に関する図書 一、八二三冊
 - 2 調達物品の仕様等 図書内訳書による
 - 3 納入期限 平成十四年三月二十日
 - 4 納入場所 くまもと県民交流館九階「情報ライブラリー」
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 入札参加資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四に該当しない者
 - 2 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十九年熊本県告示第三百八十六号）に基づく必要な資格を得ている者
- 三 契約条項を示す場所等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県教育庁社会教育課生涯学習推進センター準備班
電話 ○九六―三八三―一一一 内線六六九一
 - 2 入札説明書の交付
 - 一 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - 二 交付期限は、平成十四年一月二十五日までとする。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
 - 一 日時 平成十四年一月二十八日 午後一時から
 - 二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁舎本館十一階第一共用会議室
 - 4 入札書の提出方法
 - 三の3記載の入札場所に、持参するものとする。
- 四 入札に関する事務を担当する部局の名称等
三の1記載のとおりとする。
- 五 その他

- 1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - 2 入札保証金
見積もった金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の百分の五以上の金額を二の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
(一) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - 3 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
(一) 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(二) 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - 4 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
 - 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - 6 最低制限価格
設定する。
 - 7 契約書作成の要否
- 8 その他詳細は入札説明書による。
- 登 載 依 頼
- 熊本県環境審議会公告第二号
熊本県環境審議会廃棄物部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成十四年一月十八日
- 熊本県環境審議会廃棄物部会部長職務代理者 弘田 禮一郎
- 一 開催日時
平成十四年一月二十四日（木）
午後二時から午後五時まで
 - 二 開催場所
熊本市水前寺二丁目三十三の十八
水前寺共済会館 二階「孔雀」
 - 三 議題
熊本県廃棄物処理計画について
 - 四 傍聴席の定員十人
 - 五 傍聴手続
1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、廃棄物部長職務代理者の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 六 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県環境審議会廃棄物部会事務局（熊本県環境生活部廃棄物対策課）
（電話〇九六―三八三―〇六二八）

平成十三年十二月十二日熊本県告示第九百七十一号（道路の区域変更）中に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

正 誤

		十二	ページ
		上	段
後	前	正	
二八・二	一五・四	一四・〇	
後	前	誤	
一五・八	一四・〇	二八・二	

平成十四年一月十八日
熊本印刷行
發行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六一二八六一三三番社八



古紙配合率100%